

5

富士山と共に生きるまち

【環境】

5-1

恵まれた環境の保全 〈富士山・環境保全・環境美化〉

富士山をはじめとする豊かな自然環境を保全し、後世に引き継いでいくことを目的とします

仕事

ひと

少子化

安心・地域



■現状と課題

便利で快適な暮らしは、生活にゆとりや潤いを与えてくれる一方で、環境負荷を増大させ、温暖化など地球規模の環境問題を引き起こしています。このため、環境負荷の少ない自然と調和したまちづくりを進めていくことが求められています。

本町では、良好な自然環境を守り後世に伝えていくため、平成25（2013）年3月に小山町環境基本条例を制定しました。さらにその翌年度には、小山町環境基本計画（アクション・プログラム）を策定し、その後の中間見直しを経て、現在も各施策の進捗管理を行っています。条例の基本理念の実現に向け、より良い環境を保全・創造していくためには、町、町民、事業者及び滞在者等が、相互に連携・協働しながらそれぞれの役割を果たしていくことが求められています。

また、世界文化遺産である富士山は、豊かな緑、清らかな地下水、澄んだ大気など自然の恵みをもたらしてくれるだけでなく、その雄大な姿は麓に暮らす人々の心のよりどころでもあります。

私たちの町は、富士山を構成する位置にあることの認識を深め、自然環境の保全、継承に努めています。

■目標（指標）

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (R7)	指標の説明
「町内の自然環境が適切に保全されている」と回答する町民の割合	46%	70%以上	町民意識調査
環境基準の達成率	97%	100%	光化学オキシダントを除く環境基準(河川等水質測定)

■施策の方向（主な取組）

(1) 環境基本計画の推進

①環境の恵みの享受と継承

町民が健全で豊かな環境の恵みを享受できるよう、町内の環境を保全し、次世代に継承するため、環境基本計画に基づく各施策を推進します。

②環境基本条例の見直し（充実）と第2次小山町環境基本計画の策定

世界遺産富士山をはじめとする町内の豊かな自然を後世に伝えるため、また自然環境や社会環境の変化に応じた新たな環境施策に取り組むため、環境基本条例の見直し（充実）と第2次小山町環境基本計画（令和6年度～令和15年度）の策定に取り組みます。

(2) きれいな水質の保全

①水資源の保全と森林の育成の推進

水と緑に象徴される自然環境に恵まれた町の特性を活かし、水資源の保全と森林の育成を推進します。

②生活排水処理基本計画の推進

生活排水処理基本計画に基づき、生活排水処理施設の整備を推進し、公共水域の水質を保全します。

③合併処理浄化槽の設置の促進

町内河川の水環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置を促進します。

④浄化槽の適正な維持管理の促進

浄化槽の正常な機能を維持するため、浄化槽法に基づく点検や清掃の実施について周知し、適正な維持管理を促進します。

(3) 環境への意識の醸成

①地域住民の意識の醸成

町内各所で実施する一斉清掃等の環境美化活動などにより、環境美化活動に対する地域住民の意識の醸成を図ります。

②快適な生活環境の確保

「小山町空き缶等のポイ捨て防止に関する条例」に基づき、清潔で快適な生活環境の確保に努めます

③ペットに関するモラルの向上

ペットの飼い主に対して適切な飼育指導を実施し、モラルの向上を促します。

④飼い主のいない猫の繁殖抑制

飼い主のいない猫の繁殖を抑制するため、地域が主体となって取り組むTNR活動※を推進します。

(4) 富士山須走口マイカー規制の実施

①秩序ある登山を維持

秩序ある登山を維持するため、マイカー規制を通して須走口の適正利用を推進します。

②富士山の環境負荷の低減

静岡県や他の登山口と連携し、総合的に富士山の環境負荷を減らす方策を推進します。

(5) 世界遺産富士山の環境保全活動の充実

①富士山保全の推進

富士山世界遺産協議会とともに、富士山の保全活動を推進します。

②学習機会の充実

世界遺産富士山をより深く学ぶ学習（環境・保全・歴史等）の機会を充実させます。

③ごみの持ち帰りと登山マナーの啓発

富士山一斉清掃等を実施し、ごみの持ち帰りと登山マナーの啓発を行い、富士山の環境保全を推進します。

④（仮称）富士山須走口五合目インフォメーションセンターからの情報発信

富士山須走口五合目に整備される（仮称）富士山須走口五合目インフォメーションセンターにおいて、自然環境や登山マナー及び須走口に関する情報発信を行います。

町民・事業者の主な協働イメージ

- ☐ 日常生活や業務などの様々な場面で、エコドライブや地産地消の商品を購入するなど、できることから温室効果ガスの削減に取り組みます。
- ☐ 環境分野に関連する団体のネットワークを活用し、環境保全活動に努めます。
- ☐ 環境保全や環境美化に関心を持ち、日常生活においても自覚を持った行動をとります。

用語解説

※TNR活動：

野良猫を捕獲して（Trap）手術して（Neuter）元の居場所へ戻す（Return）ことにより住み良い地域にする野良猫対策の活動。

5-2

地球温暖化対策の推進 〈地球温暖化対策〉

地球の自然生態系を守るために、地球温暖化対策を推進することを目的とします

仕事

ひと

少子化

安心・地域



■現状と課題

地球温暖化は、近年の異常気象の原因とされ、世界規模で対策を講じる必要があります。

このため、事業者や町民等に対し、地球温暖化対策に向けた自主的かつ積極的な取組の推進について啓発するとともに、町自らも事業者・消費者の一員として、率先して温室効果ガスの排出抑制を推進します。

また、小中学生を対象とした温室効果ガス排出量削減に向けた環境教育を、各関係機関と連携して実施します。

■目標（指標）

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (R7)	指標の説明
「小山町は地球温暖化対策が進んでいる」と回答する町民の割合	18%	50%以上	町民意識調査
地球温暖化対策教室の実施校数	1校	2校	年間小学校1校、中学校1校で実施

■施策の方向（主な取組）

(1) 脱炭素社会の構築

①脱炭素社会の構築

地球環境への負荷を可能な限り減らし、人と自然とが共生できる脱炭素社会を構築します。

②再生可能エネルギーへの転換

化石燃料由来のエネルギーから、再生可能エネルギーへの転換を促進します。また、湯船原地区を中心に、再生可能エネルギーの地産地消を実現します。

③温室効果ガスの削減

木質バイオマスによる再生可能エネルギーの利用促進等の取組を通じて、温室効果ガスを削減します。

(2) 一般家庭及び企業等における取組の推進

①広報等による啓発

家庭及び企業等で取り組める地域温暖化対策について、広報紙や町のホームページ等を活用し、周知徹底を図ります。

②再生可能エネルギーへの転換

家庭への太陽光発電システム等の導入を促進します。

③事業所の自主的な取組の支援

各種制度に基づき事業所が行う自主的な取組を支援します。

(3) 環境教育の推進

①小中学校を対象とした環境教育の推進

小中学校や関係団体等と連携して、地球温暖化対策を中心とした環境教育を推進します。

(4) 公共施設における取組の推進

①財（物品等）やサービスの購入に当たっての取組

省エネ製品の購入、低燃費・低公害車の購入、再生紙の購入、グリーン製品の購入、リサイクル製品の購入を推進します。

②財（物品等）やサービスの使用に当たっての取組

照明機器やOA機器の適正使用、給湯器の適正使用、再生紙の使用及び用紙使用量の減量化、水の有効利用、自動車の整備及び運転の適正化、自転車等の活用を推進します。

③建築物の建築、管理、解体に当たっての取組

エネルギー使用量の抑制、冷暖房温度の適正管理、照明器具の適正管理、太陽光等自然エネルギーの有効利用、節水設備の導入、省エネ・省資源に配慮した素材の選択、解体廃棄物のリサイクル化、周辺の緑化を推進します。

④物品の廃棄に当たっての取組

物品の適正管理、電気・機械器具等の再生利用、廃棄物の分別回収・減量化、自動車や冷蔵庫等で使用される代替フロン冷媒の回収・破壊の適正処理を推進します。

⑤発注工事や施設管理委託に当たっての取組

環境に配慮した事業の構想・計画及び事業の実施、環境に配慮した工事手法の実施、環境保全対策の実施・点検、産材の利用促進、委託した施設管理者への実行計画策定指導を推進します。

町民・事業者の主な協働イメージ

- ☐ 低燃費・低公害車など、環境に配慮した車種の購入について検討します。
- ☐ 省エネ型照明機器等の導入、転換に努めます。
- ☐ 事業者は職場でのクールビズ、ウォームビズを励行します。

5-3

資源循環型社会の構築 〈ごみ・環境衛生・食品ロス〉

ごみの減量化や資源化を図り、持続可能な循環型社会を構築することを目的とします

仕事

ひと

少子化

安心・地域



■現状と課題

本町におけるごみの排出量は増加傾向にあり、県平均を上回っています。また、廃棄物の不法投棄についても依然として大きな問題となっています。

ごみの分別排出を徹底していくとともに、ごみの減量化と資源としての再使用・再利用を図る3R運動^{※1}に加え、使い捨てプラスチックの使用自粛や海岸河川清掃活動の参加などを呼びかける「海洋プラスチックごみ防止6R^{※2}県民運動」を広く展開していくことが望まれています。

さらに、町民一人ひとりがごみの減量について真剣に考え、行動し、環境への負荷が少ない「資源循環型社会」を目指す必要があります。

また、売れ残りや消費期限が近いなどの理由で、食べられるのに捨てられてしまう食品「食品ロス」は、日本では年間600万トンを超えることから大きな問題となっており、SDGsの多くの課題と関わっています。買い過ぎをなくし、残さずに食べきるなど、日頃から食品ロスの削減に取り組んでいく必要があります。

■目標（指標）

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (R7)	指標の説明
「小山町はごみの減量化や資源化が進んでいる」と回答する町民の割合	40%	60%以上	町民意識調査
ごみ排出量(t/年)	7,062t	7,040t	小山町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の中にあるごみ排出量の数値
資源リサイクル活動の回収量	255t	300t	資源リサイクル活動の回収量

■施策の方向（主な取組）

(1) ごみ減量の推進

①分別収集の推進

ごみの種類や分別の区分を明確にすることにより、適切な分別収集を推進します。

②廃棄物の減量の推進

3R運動に加え6R運動を推進することにより最終処分する廃棄物の減量を図るほか、事業系一般廃棄物の排出量削減のため事業者へ周知徹底を図ります。

(2) リサイクルの推進

①町民の意識啓発

町民・事業者・行政でのリサイクル運動の推進を図ることで、限りある資源を大切にする町民意識の啓発に努めます。

②資源物収集の拡大

ごみステーションでの資源ごみの収集に加え、古着や食品トレイの拠点回収や小型家電の集積所回収など、再資源化及び再使用を目的とした資源物の収集を拡大していきます。

③資源リサイクル活動奨励事業の促進

区長会や学校、子ども会などの各種団体による資源リサイクル活動奨励事業を促進していきます。

(3) 適正な廃棄物処理の推進

①廃棄物の適正処理

家電リサイクル法などのルールを徹底することで、廃棄物の適正処理に努めます。

②不法投棄の防止

巡回パトロールや監視カメラの設置などによる監視体制の強化を図り、不法投棄の防止に努めます。

③一般廃棄物収集運搬体制の見直し検討

廃棄物の排出状況や社会情勢の変化に応じて、収集運搬体制の見直しを検討します。

④災害廃棄物の適正処理の体制整備

災害時に発生した災害廃棄物への迅速な対応と、適正処理の体制を整備します。

(4) 食品ロスの削減

①家庭でできる食品ロス削減の促進

「直接廃棄」「食べ残し」「過剰除去」といった食品ロスの原因を解消するために、まとめ買いを避け必要な分だけ買う、期限表示を確認し計画的に使う、食べきれる量を作る、といった家庭でできる食品ロス削減対策の普及啓発を図ります。

②飲食店での食品ロス削減の促進

宴会等における大量の食品ロスを削減するための啓発活動に取り組みます。

③食品ロス削減推進法の周知徹底

食品関連事業者に対し、「食品ロス削減推進法」に基づく基本方針に示されている「求められる役割と行動」についての理解と実践を促します。

④食品ロス削減目標・削減計画の検討

町全体で食品ロス削減に取り組むため、小山町における食品ロス削減目標の設定と削減計画の策定について研究・検討を進めます。

町民・事業者の主な協働イメージ

- ☐ 食べ残しやまとめ買いを避けるなど、家庭でできる食品ロス削減に取り組みます。
- ☐ 子ども食堂やフードバンクへの寄付を行います。
- ☐ 民間企業は、賞味期限間近の食品の値下げや再生利用に取り組みます。
- ☐ 区長会をはじめ、各地区の廃棄物減量等推進員などと連携し、ごみステーションの適切な維持管理に取り組みます。
- ☐ 適切なごみ分別に心がけます。

用語解説

※1 3R:

Reduce(リデュース):ごみを減らす、Reuse(リユース):繰り返し使う、Recycle(リサイクル):再資源化する、の3つのRの総称。

※2 6R:

従前の3Rに、Refuse(リフューズ):レジ袋等を断る、Return(リターン):ごみを持ち帰る、Recover(リカバー):清掃活動等に参加する、の3つのRを加えたもの。静岡県では、海洋プラスチックごみ削減のために、「6R県民運動」を推進している。

5-4

清らかで豊かな水資源の保全と活用 〈水資源・水辺〉

貴重な財産である水資源を保全し、適切に活用することを目的とします

仕事

ひと

少子化

安心・地域



■現状と課題

本町には恵まれた水資源があり、須川流域における湧水群をはじめとする清らかで豊かな水が流れる環境は、本町の貴重な財産となっています。また、地下水は、古くから生活用水、農業用水、工業用水などに利用され、良質で豊富な地下水を有する本町では地下水を資源とした地域産業が発展してきました。

この水資源が清らかで豊かであり続けるように、採取と保全のバランスを取りながら、地下水の採取に対する指導の強化や大規模開発などによる地下水への影響の調査、さらには、地下水涵養に努める取組を推進していく必要があります。

さらに、湧水のある豊かな環境などを活かし、本町の魅力を高めていくことも重要です。

■目標（指標）

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (R7)	指標の説明
「清らかで豊かな水資源が守られている」と回答する町民の割合	68%	80%以上	町民意識調査
水をテーマとした体験学習の回数 (関係各課の取組総数)	5回	5回	湧水の流れや水資源など、水をテーマとした体験学習などの開催回数

■施策の方向（主な取組）

(1) 恵まれた水資源の再発見

①水辺の保全と活用

清らかな水の流れを子どもたちが楽しむことができるような水辺の保全と活用を図ります。

②水をテーマとした体験学習などの開催

清らかで豊かな水資源の情報発信や水に対する理解を深めるため、水をテーマとした体験学習などの開催や支援を行います。

③水資源を身近に体験できる環境の整備

ホテルの里づくりを推進し、清らかで豊かな水資源を身近に体験できる環境の整備に取り組みます。

(2) 地下水資源の活用

①地下水の調査・研究

県の地下水賦存量調査の結果等を踏まえ、地下水を有効に活用していくための基本的な指針の策定に向けて、調査・研究を進めます。

②新たな企業の誘致

地下水をはじめとする町内の水・緑の環境の良さを活かして、新たな企業の誘致を進めます。

③開発における地下水に与える影響の調査、調整

大規模な開発を行う際、周辺の地下水に与える影響について調査、調整を行います。

(3) 地下水や河川などの保全対策

①地下水採取に対する適切な調査と指導

地下水を保全するため、地下水の採取について、適切な調査と指導を行います。

②保全活動の推進

須川湧水群や阿多野用水などの湧水池について、地元関係者や支援団体との連携による保全活動を推進します。

③地下水及び湧水の定期観測

地下水位・水量の変化を把握するため、地下水及び湧水の定期観測を継続していきます。

④水質汚染の防止

町内の河川や工場排水の水質検査を定期的に実施し、適切な啓発・指導を行うことで、水質汚染の防止を図ります。

⑤工場排水の水質基準遵守の指導

町内の事業者に対し、工業排水の水質基準を遵守するよう指導を徹底します。

(4) 地下水涵養対策

①自然に近い森づくりの推進

森林の持つ水源の涵養機能を発揮させるために、間伐などを行い、針葉樹と広葉樹の混ざった自然に近い森林づくりを進めます。

②地下水涵養機能の維持

適切な土地利用指導により地下水涵養機能を維持します。

町民・事業者の主な協働イメージ

- ☐ 間伐や除伐などの適切な森林管理を行い、水源涵養保安林等の保全に努めます。
- ☐ 湧水のある環境の大切さについて情報発信をし、水を大切にします。

